

鎌倉市市民通訳ボランティア登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、言葉のハンディを持つ外国籍市民が、市及び公共団体等の窓口利用等において意思の疎通が困難な場合に、当該外国籍市民の支援に理解と熱意を持つ語学に堪能な市民(以下「市民通訳ボランティア」という。)が協力することにより、市民のボランティア精神に基づく活動意欲を高め、もって市民同士が支え合う開かれた地域づくりの推進を目的とする。

(市民通訳ボランティアの定義)

第2条 この要綱において、市民通訳ボランティアとは、次に該当する者で市に登録した者をいう。

- (1) 外国籍市民の支援に理解と熱意があり、通訳を行うことのできる者
- (2) 本制度の目的を理解し、原則として市民通訳ボランティアとして登録した名簿の市及び公共団体等への配布を承諾した者

(外国籍市民の定義)

第3条 この要綱において外国籍市民とは、原則として適法な手続きを経て市内に在住、在勤又は在学する外国人をいう。

(ボランティアの登録)

第4条 市民通訳ボランティアとして登録しようとする者は、市民通訳ボランティア登録申込書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し及び変更)

第5条 市民通訳ボランティアとして登録した者が、登録を取り消し、又は登録内容を変更しようとするときは、市民通訳ボランティア登録取消・変更届書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(活動)

第6条 市民通訳ボランティアの活動は、次のとおりとする。

- (1) 市及び公共団体等から要請があった場合の電話を利用した通訳
- (2) 市及び公共団体等から要請があった場合に現地に赴いて行う通訳等

(ボランティアの要請)

第7条 市民通訳ボランティアを要請しようとする者(以下「要請者」という。)は、次により要請するものとする。

- (1) 第6条第1号の要請をしようとする者は、市民通訳ボランティア登録者名簿から適宜協力要請を行うものとする。
- (2) 第6条第2号の要請をしようとする者は、原則として活動実施3日前までに市民通訳ボランティア要請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(連絡調整)

第8条 市長は、市民通訳ボランティアと要請者との間の連絡及び調整を行うものとする。

(制限)

第9条 要請者が次に掲げる活動を行おうとする場合は、本制度の対象としない。

- (1) 政治的活動を目的とする事業
- (2) 宗教的活動を目的とする事業
- (3) 個人又は特定企業の営利を目的とする事業
- (4) その他市長が不相当と認める事業

(活動報告)

第10条 第7条の規定により要請をした者は、原則として活動実施後5日以内に市民通訳ボランティア活動報告書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(実費の負担)

第11条 本制度による市民通訳ボランティアの要請は、無償とする。ただし、交通費等の実費は、市民通訳ボランティアを要請した者が負担するものとする。

(秘密の保持)

第12条 市民通訳ボランティア及び要請者は、活動上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。ボランティア登録を取り消した後も同様とする。

(その他の事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成5年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(令和3年3月9日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。